

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)
 第十九条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

別表第一(第三条及び第四条関係)

表一

(略)	(略)
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)	(略) (略) 第三百三十九条の三第二項(第四百十条の十三及び第四百十条の三十二において準用する場合を含む。)の規定による短期入所生活介護計画の保存
(略)	(略)

表二(表四(略))

(略)	(略)
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)	(略) (略) 第三百三十九条の三第二項(第四百十条の十三及び第四百十条の三十二において準用する場合を含む。)の規定による短期入所生活介護計画の保存
(略)	(略)

表二(表四(略))

第二十号 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)

(略)	(略)
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	(略) (略) 第七十六条第十三号の規定による介護予防訪問看護報告書の作成
(略)	(略)

別表第四(第十条及び第十一条関係)

表一

(略)	(略)
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	(略) 第八十一条第五項の規定による訪問リハビリテーション計画の交付

別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)

(略)	(略)
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	(略) (略) 第七十六条第十一号の規定による介護予防訪問看護報告書の作成
(略)	(略)

別表第四(第十条及び第十一条関係)

表一

(略)	(略)
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	(略) 第八十一条第四項の規定による訪問リハビリテーション計画の交付